

2. リスト規制（貨物）

<原則>外為法第48条第1項 輸出許可

第6章 外国貿易

(輸出の許可等)

第48条 国際的な平和及び安全の維持を妨げることとなると認められるものとして政令で定める**特定の地域**を仕向地とする**特定の種類の貨物**の輸出をしようとする者は、政令で定めるところにより、**経済産業大臣の許可**を受けなければならない。

2 (以下略)

赤字は、重要ポイント。

【関連条文】(原則)輸出令第1条

(例外)輸出令第4条第1項

【関連通達】運用通達

【重要用語】

政令

＝外為法第48条第1項中の「政令」は、いずれも輸出貿易管理令（輸出令）のことである。「国際的な平和及び安全の維持を妨げることとなると認められるもの」として、「特定の地域」と「特定の種類の貨物」などを規定している。

特定の種類の貨物＝外為法第48条第1項の要件の1つである。輸出令別表第1に規定されている。ここでは、輸出令別表第1の1から15の項及び貨物等省令第1条から第14条で規制されているリスト規制について扱う。国際輸出管理レジームで合意されたリストに基づく規制で、**リスト規制**と呼ばれる。リスト規制に該当する貨物を輸出する場合、輸出者は原則、経済産業大臣の許可を受けなければならない。

	特定の地域	特定の種類の貨物
リスト規制	全地域	輸出令別表第1の1から15の項に該当する貨物
キャッチオール規制	全地域（輸出令別表第3に掲げる地域を除く。）	輸出令別表第1の16の項に該当する貨物

実務では、リスト規制に該当するかどうかの**該非判定**が重要である(4. 該非判定を参照)。

全ての輸出者が、貨物の該非判定に精通しているわけではないので、貿易会社などメーカー以外の者が、輸出する場合は、輸出前にメーカー等から**該非判定書(パラメータシート・項目別対比表)**を入手し、事前に確認している。もちろん、輸出者自身が、該非判定できるのであれば、メーカーに確認する必要はない。

特定の地域

＝外為法第48条第1項の要件の1つである。輸出令別表第1の1から15の項に該当する貨物は、輸出令別表第1の下欄で「**全地域**」と規定されている。

輸出令別表第1の16の項に該当する貨物は、キャッチオール規制によるもので、輸出令別表第1の下欄で「**全地域(輸出令別表第3に掲げる地域を除く。)**」と規定されている。**輸出令別表第3**に掲げられている地域とは、いわゆるホワイト国で、主要な4つの国際輸出管理レジームに参加し、キャッチオール規制などを厳格に執行していると内閣が認めた国・地域をいうが、輸出管理が厳格に執行されているので、キャッチオール規制からは、除外されている。

仕向地

＝輸出貨物の最終陸揚港の属する国(又は領域、以下同じ。)をいう。ただし、当該貨物が当該国以外の国で消費又は加工されることが明らかな場合は、消費又は加工される国をいい、加工される国と消費される国とが異なることが明らかな場合は、消費される国をいう(運用通達)。
※一部加工をするなど複雑な場合は、経済産業省の安全保障貿易審査課等に確認する必要がある。

輸出をしようとする者＝輸出しようとする者は、およそ貨物の輸出を行おうとする者であり、**居住者であるか非居住者であるかを問わない。また、その輸出貨物について所有権を有する者である必要はないが、自己の判断において輸出しようとする者**であることを要する(運用通達)。したがって、昨日、来日した外国人であっても、リスト規制該当貨物を本邦から輸出しようとする場合は、「輸出をしようとする者」にあたり、原則、輸出許可申請が必要である。

経済産業大臣の許可を受けなければならない

＝外為法第48条第1項は、輸出者は経済産業大臣の輸出許可を受けなければならないと規定しているので、「特定の地域」と「特定の種類の貨物」

物」は、輸出者が立証する必要がある。日常会話では、しばしば「経済産業省の許可」が必要というが、法的には誤りで、許可の主体は、機関としての「**経済産業大臣**」である。なお、関税法第67条の輸出許可は、関税法上の輸出許可であり、外為法上の輸出許可とは法の目的が異なる。

輸出

=外為法には、「輸出」の定義がない。「**輸出の時点**」として、運用通達で次のように規定されている。

0-2 輸出の時点

輸出の時点は、特別な場合を除き、貨物を**本邦から外国へ向けて送付するために船舶又は航空機に積み込んだ時**とする。



在日米軍基地や日本国内にある外国の大使館に貨物を納入することは、「本邦から外国へ向けて送付」ではないので、「輸出」ではない。ただ、リスクマネジメントの観点から、紛争国や懸念国の在日大使館との取引は、事前にチェックを行っている企業・大学等が多い。



在日米軍基地への納品は、輸出ではない